

## 事業の廃止・休止・再開

### 1 届出に必要な書類

| 届出事項<br>変更事項 | 共通(法人・個人)  |                     |
|--------------|------------|---------------------|
|              | 注1)<br>届出書 | 注2)<br>事業者証<br>(返納) |
| 廃 止          | ●          | ●                   |
| 休 止          | ●          | ●                   |
| 再 開          | ●          |                     |

注1) 届出書は、「様式第4号 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」です。

注2) 事業者証は、当局発行の「指定給水装置工事事業者証」を返却してください。

※事業者証は「指定給水装置工事事業者更新証明書」ではなく、当局指定時または  
指定事項変更時にお渡ししたものになります。

### 2 注意事項

- (1) 廃止(休止)の届出は、事業を廃止(休止)した日から30日以内に提出してください。
- (2) 再開の届出は、事業を再開した日から10日以内に提出してください。(休止の届出の際に、添付された事業者証を返却します。)